記者発表資料

平成30年　6月 6日
湯沢河川国道事務所

河川堤防の刈草を無償提供しています！
～資源の有効利用により処分コスト縮減～

湯沢河川国道事務所では、管理する河川堤防の良好な植生を維持し、堤防巡視点検における視認性を確保するため、年２回の堤防除草を実施しています。

堤防除草により発生した刈草は、一般的に焼却施設やリサイクル施設で処分されますが、無償提供することで家畜の敷きワラなどに有効活用していただき、処分コストの低減に取り組んでいます。

国土交通省湯沢河川国道事務所が管理する河川は、雄物川(87.9km)、玉川(10.8km)、丸子川(1.5km)、横手川(1.2km)、大納川(2.5km)、皆瀬川(9.0km)、成瀬川(3.0km)の７河川、総延長は１１５．９kmです。

１．提供期間及び提供河川

■ 提供期間

１回目　：　平成３０年　６月中旬　～　　７月中旬の間（土・日・祝日を除く）
２回目　：　平成３０年　９月上旬　～　１０月中旬の間（土・日・祝日を除く）

■ 提供河川

雄物川、玉川、丸子川、横手川、大納川、皆瀬川、成瀬川

２．申し込み方法等

■ 提供場所、期間などの詳細は最寄りの出張所へご確認ください。
■ 提供にあたっては、別添申込書の提出が必要となります。

	大曲出張所	十文字出張所
担当区間	大仙市	横手市、羽後町、湯沢市
	雄物川、玉川、丸子川、横手川	雄物川、大納川、皆瀬川、成瀬川
連絡先	TEL ０１８７-６３-３３４０	TEL ０１８２-４２-０１０９

３．注意事項

■ 刈草は、家畜の敷ワラなど、自家消費される方のみ提供いたします。
■ 刈草以外の異物については、極力混入しないよう取り除いておりますが、混入している場合もありますので、ご了承願います。
■ 堤防には多種多様の植物が生育しており、人体・家畜等にとって有害な植物が混入している場合があります。なお、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施して下さい。
■ 引き取った刈草の不法投棄、転売等営利目的の使用等は禁じます。
■ 時期や場所によっては、希望する量を提供できない場合があります。
■ 積込・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、当方は一切責任を負いませんので、自己責任により行ってください。

〈発表記者先〉県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社湯沢支局、大曲支局

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　湯沢河川国道事務所

大曲出張所長　斉藤（さいとう）　健（けん）　Tel　：0187-63-3340
Fax　：0187-63-2933

十文字出張所長　田中（たなか）　益栄（やすよし）　Tel　：0182-42-0109
Fax　：0182-42-2881

刈 草 提 供 申 込 書

申請月日	平成 30 年　　月　　日
ご 住 所	
お 名 前	
ご連絡先	
利用目的	□ 敷きワラ　　□ 家畜の飼料 □ 堆肥　　□ その他（　　）
希 望 量	□軽トラック　　台分・〔　　〕　台分 □梱包ロール　　個分
運搬方法	□軽トラック　□2tトラック　□自家用車　□その他（　　）
搬出予定	平成　　年　　月　　日　　時頃

※注意事項

- 刈草は、家畜の敷ワラなど、自家消費される方のみ提供いたします。
- 刈草以外の異物については、極力混入しないよう取り除いておりますが、混入している場合もありますので、ご了承願います。
- 堤防には多種多様の植物が生育しており、人体・家畜等にとって有害な植物が混入している場合があります。なお、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施して下さい。
- 引き取った刈草の不法投棄、転売等営利目的の使用等は禁じます。
- 時期や場所によっては、希望する量を提供できない場合があります。
- 積込・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、当方は一切責任を負いませんので、自己責任により行ってください。

私は、今回の刈草無償提供における注意事項等を遵守し、自己責任であることを理解したうえで提供を希望します。

国土交通省　東北地方整備局
湯沢河川国道事務所
大曲　・　十文字　出張所長　行

お名前:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

個人情報の保護

上記申請書により得られる個人情報は、刈草の提供を円滑に実施するために使用するものであり、それ以外の目的には一切使用しません。（湯沢河川国道事務所）